

いわき市水産業の地域ブランド「常磐もの」ロゴ等の使用要領

(目的)

第1条 この規程は、いわき市水産業の地域ブランド「常磐もの」ロゴ等（以下「常磐もの」ロゴ等という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「常磐もの」ロゴ等に関する権利)

第2条 「常磐もの」ロゴ等に関する一切の権利は、いわき市（以下「市」という。）に属する。

(使用の届出)

第3条 「常磐もの」ロゴ等を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用届出書（第1号様式）を、10日前までにいわき市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 市又は市教育委員会が主催するイベント等で使用する場合
- (3) 市又は市教育委員会が共催・後援するイベント等で使用する場合

2 使用届出書を提出した者（以下「届出者」という。）は、届け出た内容に変更が生じた場合、前項に基づき、改めて使用届出書を提出しなければならない。

3 届出者は、「常磐もの」ロゴ等を使用する必要がなくなったときには、その旨を申し出なければならない。

(使用の制限)

第4条 「常磐もの」ロゴ等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 「常磐もの」ロゴ等の使用によって、誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) 「常磐もの」ロゴ等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) 「常磐もの」ロゴ等の使用が適当でないと認められる場合
- (9) 「常磐もの」ロゴマニュアルに従わない場合
- (10) その他市長が不相当と認める場合

(使用料)

第5条 「常磐もの」ロゴ等の使用料については、当分の間、無料とする。

(使用の指示等)

第6条 「常磐もの」ロゴ等を使用する者が、第4条の各号の一に該当する場合、又はこの要領に従わないとき、市長はその使用を制限、中止、又は必要な指示等（以下「指示等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その指示等に従わなければならない。

らない。

2 市長は、前項の規定による指示等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者に「常磐もの」ロゴ等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第7条 市は、この要領による使用届出に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 市は、「常磐もの」ロゴ等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「常磐もの」ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、「常磐もの」ロゴ等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第9条 この要領に関する事務は、いわき市農林水産部水産課が行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、「常磐もの」ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月8日から施行する。